

河野夏まつり 模擬店出店に関する基本事項

1. 出店日時

- 出店日 令和6年7月27日(土) ※荒天の場合は翌日順延
出店時間 午後4時から午後8時45分頃まで(予定)
搬入日時 令和6年7月27日(土) 午前11時から
(準備が出来次第、開店していただいて結構です。)
搬出日時 当日、来場者が帰られてから搬出してください。
※搬入搬出作業の際には、会場および周辺における通行人等の安全確保のため、
運搬車両等は必ず徐行してください。

2. 販売品目

「模擬店出店申込書」に記載した販売品目以外の商品の販売は禁止します。申込書提出後に変更が生じた場合は、速やかに報告してください(最低1週間前まで)。報告がされていない商品についての販売は認めません。

3. 食品を扱う模擬店の条件

- ① 今年度以降、保健所の指導により「臨時の営業許可」が必要になります。許可については町で一括申請予定ですが、今まで以上に制限が厳しくなりますので、営業方法等については必ず町の指示に従ってください。
- ② 販売品および原材料・調味料等の飲食物は、賞味期限等の確認を行い、食中毒が発生しないように保冷等の対策を行ってください。
- ③ 調理に従事する人は、清潔な身だしなみを心がけてください。
- ④ 体調の悪い人(下痢・腹痛・風邪)や手指に創傷のある人など、身体に異常がある人は絶対に調理作業に従事しないでください。
- ⑤ 常に手洗いを励行し、原材料および調理済食品の取り扱いは衛生的に行ってください。
- ⑥ 食器類の保管についても衛生面に十分注意してください。

4. 出店に伴う責務

- ① 出店者は、原則として指定された出店時間内は販売を行ってください。ただし、主催者が運営上の都合で別に時間を定めることがあります。
- ② 出店者は、出店ブース内および周辺を常に清潔で衛生的に管理し、衛生管理上問題が無いようにしてください。ゴミ収集用のコンテナを設置しますが、分別(南越清掃組合型分別方法)がされていない場合は受け入れません。
- ③ 出店者は、主催者が運営上必要と認めて行う指示について厳守してください。
- ④ 出店者は、当初に予想していた営業収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償(賠償)を主催者に請求することができません。
- ⑤ 出店者は、天候不良(自然災害を含む)などによりイベントが中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等や営業収益等の補償(賠償)を主催者に請求することができません。
- ⑥ 火気器具を使用される店舗は、消火器の設置が義務付けられているため、火気の取り扱いについての届け出書類を後日、提出していただきます。消火器の準備、消防署への届出は主催者から一括で行います。

(対象の火気器具：燃料の種類にかかわらず、ガスコンロ、ストーブ、発電機等)